

番 号	陳 情 第 5 3 号	受理年月日	令 7 . 5 . 30
件 名	あはき・柔整広告ガイドラインの適正かつ積極的な運用を求めることについて		
結 果	令和 7 . 9 . 29 第 3 回定例会で不採択		
付託委員会	防災福祉こども委員会		
(委員会における審査経過) 本件は、令和 7 年 2 月に国が策定した「あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゅう業若しくは柔道整復業又はこれらの施術所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針」(あはき・柔整広告ガイドライン) が適正かつ積極的に運用されるため、これまでの通報対応だけでなく、一斉点検や文書配布等の適切な施策を講ずることにより、同ガイドラインに違反する広告に対する改善指導を行うよう要請されたものである。 本件に対する当局の考え方や対応状況等について伺ったところ、同ガイドラインは、あはき・柔整の利用者に対し、適切な施術所等を選択するための必要な情報が正確に提供されることにより、その選択の支援と利用者の安全向上を図るとともに、広告の適正化の推進を図ることを目的として策定され、広告規制の対象範囲については、誘引性、特定性、認知性を全て満たす場合に広告に該当するものと定義した上で、施術所等だけでなく、マスコミや広告代理店等も対象としている。広告可能な事項については、施術者の氏名や住所など、関係法等に限定列挙されている事項のみであり、禁止される広告等は、施術者の技能や経歴など関係法等の禁止事項に加え、他の広告関連法令による禁止事項等は広告すべきでないものとしている。また、相談・指導の方法として、違法性が疑われる広告等に対し、都道府県等が指導等の措置を適切に実施できるよう、構築すべき体制や指導上の留意事項が示されているほか、ウェブサイト等の取扱いや無資格者の行為に関する広告についても記載されている。 本市においては、同ガイドラインを市ホームページにおいて周知するとともに、施術所開設の事前相談時など必要に応じて情報提供を行っている。また、通報等に基づき違反が疑われる施術所に対しては個別指導を行うことにより改善がなされているほか、同ガイドラインの公表後は、通報件数は減少していることから、引き続き、同ガイドラインの周知や広告の改善指導など、個別事案に応じることで、適切に対応できるものと考えているとの説明がなされた。 委員会においては、本件の取扱いについて協議した結果、当局の考え方や対応状況等を踏まえた場合、陳情の趣旨に沿えないものとして不採択とすべきものと決定。			